

(仮称)水橋地区義務教育学校整備事業

入札説明書等の修正 新旧対照表

令和4年11月

富山市

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|-----|--------------|----------------------------|------|-----|-----|-----|-----|---|--|--|------|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | | |
| 1 | 入札説明書 | 業務実施する者の 参加資格要件 | 9 | 3 | 3-1 | (3) | 2) | ② | 工事監理実績を有していること。 | 工事監理業務を完了した実績を有している こと。 | 内容変更 |
| 2 | 入札説明書 | 別紙1 リスク分担 表 | 29 | 別紙1 | 19 | | | | | 入札説明書別紙1 リスク分担表のNo. 19を 削除し、以降の通し番号を繰上げ修正 | 内容変更 |
| 3 | 事業契約書 (案) | 施設整備業務の契 約保証 | 15 | 10 | 39 | 2 | | | サービス購入費A-1、A-2、B、C及 びE-1に相当する金額並びに～ | サービス購入費A-1、A-2、B、C及 びE-1に相当する金額から割賦手数料を 控除した額並びに～ | 誤記修正 |
| 4 | 事業契約書 (案) | 施設整備業務の契 約保証 | 15 | 10 | 39 | 4 | | | サービス購入費A-1、A-2、B、C及 びE-1に相当する金額並びに～ | サービス購入費A-1、A-2、B、C及 びE-1に相当する金額から割賦手数料を 控除した額並びに～ | 誤記修正 |
| 5 | 事業契約書 (案) | 維持管理業務の契 約保証 | 23 | 12 | 5 | 59 | 2 | | 契約保証金の額は、維持管理業務の各事業 年度のサービス購入費の金額（消費税等相 当額を含む。）の10分の1以上としなけれ ばならない。 | 契約保証金の額は、別紙5「サービス購入 費の支払方法」の「2. サービス購入費の 構成」のうち、各事業年度のサービス購入 費D及びE-2の合計金額（消費税等相当 額を含む。）の10分の1以上としなけれ ばならない。 | 内容変更 |
| 6 | 事業契約書 (案) | 維持管理業務の契 約保証 | 23 | 12 | 5 | 59 | 4 | | 第1項に規定する保証の額が変更後の維持 管理業務の各事業年度のサービス購入費の 金額～ | 第1項に規定する保証の額が変更後の各事 業年度のサービス購入費D及びE-2の合 計金額～ | 内容変更 |
| 7 | 事業契約書 (案) | 市による本契約の 終了 | 27 | 15 | 68 | 4 | (1) | ア | サービス購入費A-1、A-2、B、C及 びE-1に相当する金額並びに～ | サービス購入費A-1、A-2、B、C及 びE-1に相当する金額から割賦手数料を 控除した額並びに～ | 誤記修正 |
| 8 | 事業契約書 (案) | 市による本契約の 終了 | 28 | 15 | 68 | 4 | (2) | ア | 維持管理業務の当該事業年度のサービス購 入費の12分の3に相当する金額の違約金 を支払うこと。 | 別紙5「サービス購入費の支払方法」の 「2. サービス購入費の構成」のうち、当 該事業年度のサービス購入費D及びE-2 の10分の1に相当する金額の違約金を支 払うこと。 | 内容変更 |
| 9 | 事業契約書 (案) | 不可抗力に係る協 議及び追加費用の 負担 | 33 | 18 | 76 | 3 | | | 前項により市が決定した対応策等の費用負 担は、次の各号のとおりとする。 (1)～ (2)～ (3)～ | 前項により市が決定した対応策等の費用負 担は、別紙8に定めるところによる。 | 内容変更 |
| 10 | 事業契約書 (案) | 別紙4 事業者が付 保する保険 | 44 | 別紙4 | | | | | | 工事契約履行保証保険の被保険者から「個 別業務受託者」を削除 | 内容変更 |

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|-----|--------------|----------------------|------|-----|---|-----|----|---|---|---|------|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | | |
| 11 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 46 | 別紙5 | 2 | (2) | 1) | ① | | <ul style="list-style-type: none"> ・計算式の内容について、「建築業務を遂行する費用（消費税含む）」から（消費税含む）を削除 ・特記事項に「いずれも税抜の価格とすること。」を追記。 ・特記事項の国庫補助対象事業費を税抜金額に修正。 | 内容変更 |
| 12 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 46 | 別紙5 | 2 | (2) | 1) | ② | <p>～ただし、初回の令和8年4月（2月～3月分）については利息分のみを支払う。2回目以降の毎回の支払額については消費税等相当額を含めて毎回同額となるようにする。</p> | <p>なお、割賦元金に対する消費税相当額は令和8年3月に一括で支払う。また、初回の令和8年4月（2～3月分）については利息分のみを支払い、2回目以降の毎回の支払額については同額となるようにする（端数が生じる場合は2回目の支払額にて調整）。</p> | 内容変更 |
| 13 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 47 | 別紙5 | 2 | (2) | 1) | ② | | <ul style="list-style-type: none"> ・特記事項に「いずれも税抜の価格とすること。」を追記。 ・特記事項の「建設業務を遂行する費用（消費税含む）」から（消費税含む）を削除。 | 内容変更 |
| 14 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 47 | 別紙5 | 2 | (5) | 2) | | <p>～ただし、初回の令和8年4月については2か月分（2～3月分）を支払う。</p> | <p>～なお、初回の令和8年4月については2か月分（2～3月分）を支払い、2回目以降の毎回の支払額については消費税等相当額を含めて同額となるようにする（端数が生じる場合は2回目の支払額にて調整）。</p> | 内容変更 |
| 15 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 47 | 別紙5 | 2 | (5) | 3) | | | <p>以下内容を追記</p> <p>3) 長期修繕費（長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書に基づいて実施する修繕等の費用）は事業年度毎に内容の見直しを行うが、市から事業者への支払額については事業年度毎の変更・精算は行わない（最終年度を除く）。また、修繕費（日常修繕に要する費用）についても事業年度毎の変更・精算は行わない。</p> | 内容変更 |

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|-----|--------------|-----------------------------------|------|-----|---|-----|----|--|---|---|------|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | | |
| 16 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 47 | 別紙5 | 2 | (5) | 4) | | | 以下内容を追記 4) 維持管理業務期間終了時に長期修繕費 (長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書 に基づいて実施する修繕等の費用)の執行 残があった場合、事業者は市に残額を返還 すること(返還方法等については市と事業 者の協議による)。なお、修繕費(日常修 繕に要する費用)については維持管理業務 期間終了時に執行残があった場合でも事業 者は市に残額の返還を要しない。 | 内容変更 |
| 17 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 48 | 別紙5 | 2 | (7) | 2) | | ただし、初回の令和8年4月については2 か月分(2～3月分)を支払う。なお、2 回目以降の毎回の支払額については消費税 等相当額を含めて毎回同額となるようにす ること。 | なお、初回の令和8年4月については2か 月分(2～3月分)を支払い、2回目以降 の毎回の支払額については消費税等相当額 を含めて同額となるようにする(端数が生 じる場合は2回目の支払額にて調整)。 | 内容変更 |
| 18 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 48 | 別紙5 | 2 | (8) | | | ただし、モニタリングの結果により～とす る。なお、法令等の～ | ただし、サービス購入費A-2の割賦元金 に対する消費税等相当額は除く。なお、モ ニタリングの結果により～とする。また、 法令等の～ | 内容変更 |
| 19 | 事業契約書 (案) | 別紙5 サービス購 入費の支払方法 | 49 | 別紙5 | 3 | (2) | ② | | | ・「割賦原価」を「割賦元金」に修正。 ・割賦元金に対する消費税相当額の一括支 払い分として、第0回目(令和8年3月) の行を追加。 | 内容変更 |
| 20 | 事業契約書 (案) | 別紙6 サービス購 入費の改定方法 | 56 | 別紙6 | 1 | (2) | 1) | | 1) 改定の対象となるサービス購入費 サービス購入費A-1、A-2、B及び C | 1) 改定の対象となるサービス購入費 サービス購入費A-1、A-2、B、C 及びE-1 | 誤記修正 |
| 21 | 事業契約書 (案) | 別紙8 不可抗力に よる損害、損失及 び費用の負担割合 | 60 | 別紙8 | 1 | | | | ～、当該損害、損失及び費用の額が施設整 備業務期間中に累計で、サービス購入費の うち、A-1、A-2、B、C及びE-1 から割賦金利相当額を控除した額に当該額 に係る消費税等相当額を加えた金額の1 パーセントに至るまでは、～ | ～、当該損害、損失及び費用のうち、第三 者より損害賠償又は政府による支援等によ り補填されなかった費用の額が施設整備業 務期間中に累計で、別紙5に記載する 「サービス購入費の支払方法」のサービス 購入費A-1、A-2、B、C及びE-1 に相当する金額から割賦手数料を控除した 額並びに当該額に係る消費税等相当額の合 計額の1パーセントに至るまでは、～ | 内容変更 |

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 修正前 | 修正後 | 備考 | |
|-----|--------------|---------------------------|------|-----|-----|-----|----|---|-----|---|---|------|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | | | |
| 22 | 事業契約書 (案) | 別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合 | 60 | 別紙8 | 2 | | | | | ～、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務等に係るサービス購入費（サービス購入費D及びE-2）に当該額に係る消費税等相当額を加えた金額の総額の1パーセントに～ | ～、当該損害、損失及び費用のうち、第三者による損害賠償又は政府による支援等により補填されなかった費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務等に係るサービス購入費（サービス購入費D及びE-2）に当該額に係る消費税等相当額の合計額の1パーセントに～ | 内容変更 |
| 23 | 事業契約書 (案) | | | | | | | | | | 頁の欠番（修正前事業契約書（案）のP37, 38）があったため、以降の頁にわたって修正。 ※本新旧対照表については修正後の頁数を記載 | 誤記修正 |
| 24 | 要求水準書 | 添付資料リスト | | | | | | | | | 「資料17 事務機器類の考え方」を追加 | 追加 |
| 25 | 要求水準書 | | 22 | 2 | 2-1 | (3) | 5) | イ | ⑩ | ⑩屋上点検用の昇降タラップを設置し、児童生徒が立ち入らないような対策を行うこと。 | ⑩屋上点検や補修作業が容易に行えるよう、屋上への作業動線確保に配慮すると共に、施錠等を適切に行い、児童生徒が立ち入らないような対策を行うこと。 | 内容変更 |
| 26 | 要求水準書 | 施設の機能及び性能に関する要求水準 | 27 | 2 | 2-1 | (6) | 1) | イ | ⑤ | 庁内LAN（LGWAN）は、事務員が常駐する室に設置すること。 | 事務員が作業する室には庁内LANに接続可能な情報コンセントを設置すること。 | 内容変更 |
| 27 | 要求水準書 | 施設の機能及び性能に関する要求水準 | 27 | 2 | 2-1 | (6) | 1) | イ | ⑥ | 教職員用校内LANは、教職員が常駐する諸室、児童生徒用校内LANはそれ以外の諸室への引き込みを基本とすること。ただし、職員室には教職員用校内LAN及び児童生徒用校内LAN共に設置し、地域開放ゾーンには情報コンセントを設置しないこと。 | 教職員用校内LANは、教職員が常駐する諸室、児童生徒用校内LANはそれ以外の諸室への引き込みを基本とすること。ただし、職員室には教職員用校内LAN及び児童生徒用校内LAN共に設置し、地域開放ゾーン（別途指定する室は除く）には情報コンセントを設置しないこと。 | 内容変更 |
| 28 | 要求水準書 | 富山市情報セキュリティポリシー | 28 | 2 | 2-1 | (6) | 1) | イ | ⑩ | | 「⑩主な事務機器の台数、ネットワークの考え方等について、資料17事務機器類の考え方に示すので、参考にすること。」を追加。 | 内容変更 |
| 29 | 要求水準書 | 富山市情報セキュリティポリシー | 28 | 2 | 2-1 | (6) | 1) | イ | | | 参考資料として、富山市情報セキュリティポリシーに基づく「（参考）教育ネットワーク体系図」を追加 | 内容変更 |

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|-----|---------------|--------------------|------|----|-----|-----|----|---|---|--|---|------|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | | | |
| 30 | 要求水準書 | 屋外消火栓 | 33 | 2 | 2-1 | (6) | 3) | オ | ① | 連結送水管や屋外消火栓等の設置対象施設とならないように計画すること。 | (削除) | 削除 |
| 31 | 要求水準書 | 諸室計画 | 35 | 2 | 2-2 | (1) | 1) | | ⑪ | ⑪普通教室前に、手洗い・洗面を各学年に1箇所程度、冷水器を校舎各階1箇所及び体育館に設け、必要に応じて棚を設けること。 | ⑪普通教室前に、手洗い・洗面を各学年に1箇所程度、冷水器を校舎各階1箇所及び体育館に設けること。 | 内容変更 |
| 32 | 要求水準書 | ピロティ | 51 | 2 | 2-2 | (2) | 2) | ケ | ④ | スピーカー、時計、照明や舞台照明等の機器類には、ボール等に対する保護対策を行うこと。 | スピーカー、時計、照明等の機器類には、ボール等に対する保護対策を行うこと。 | 内容変更 |
| 33 | 要求水準書 | ピロティ | 50 | 2 | 2-2 | (2) | | ケ | ② | 野球部やサッカー部、陸上部等が、雨天時に練習場として利用することを想定しており、地面をグラウンドと同じ舗装とし、運動可能なスペースとして計画すること。 | 野球部やサッカー部、陸上部等が、雨天時に練習場として利用することを想定しており、運動可能なスペースとして計画すること。 | 内容変更 |
| 34 | 要求水準書 | その他 | 56 | 2 | 2-2 | (4) | 5) | | ④ | 既存の井戸を埋め戻し、新規に井戸を設けること。 | 既存の井戸を埋戻し、新規井戸を設けること。ただし、新規井戸に求める同等の性能・水準を確保するため、必要な措置（オーバーホール等）を施して使用する場 合については、この限りではない。 | 内容変更 |
| 35 | 要求水準書 | 既存施設の解体・撤去業務 | 82 | 7 | 7-2 | (1) | 2) | | ① | 敷地境界周辺で擁壁を撤去した箇所は、道路側溝や水路等の転倒防止策を講じること。また、防火水槽や道路からの乗入れ階段を撤去した箇所、及びその他必要な箇所について、道路復旧を行うこと。 | 敷地境界周辺で工作物の撤去を行うことで、道路や水路への復旧が伴う場合、各管理者と協議の上、必要な復旧を行うこと。 | 内容変更 |
| 36 | 要求水準書 | 既存施設の解体・撤去業務 | 82 | 7 | 7-2 | (1) | 2) | | ① | 解体撤去後、敷地周囲は木杭・トラロープで囲むこと。ただし、安全上支障がある場合は、法面等により処理、あるいは転落防止（車両を含む。）の対策を講じること。 | 解体撤去後、敷地周囲は木杭・トラロープで囲むこと。ただし、解体撤去にあたり敷地周囲に設置した仮囲いやパネルゲート等を適切に当該事業の他業務（建設業務等）に引き継ぐなど、敷地内への侵入防止措置等が継続して確保される場合などについてはこの限りでない。 | 内容変更 |
| 37 | 要求水準書 | 維持管理業務責任者の配置 | 89 | 9 | 9-1 | (4) | 1) | | ③ | 構成企業の中から1名配置を行うこと。 | 1名配置を行うこと。 | 内容変更 |
| 38 | 要求水準書 添付資料 | 資料6 要求性能表 | | | | | | | | 校長室における庁内LAN（有線、無線）の設置を必要とする表現 | 削除 | 内容変更 |
| 39 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 アリーナ後 期課程 | | | | | | | | | アリーナ後期課程に、「AED一式」を追加 | 内容変更 |
| 40 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 普通教室 (1-2年) | | | | | | | | 手動式スクリーン 4 | 削除 | 削除 |
| 41 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 普通教室 (3-6年) | | | | | | | | 手動式スクリーン 4 | 削除 | 削除 |

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|------|----|-----|----|--|--|--|--|------|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | | |
| 42 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 普通教室 (7-9年) | | | | | | | 手動式スクリーン 8 | 削除 | 削除 |
| 43 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 特別支援教 室(前期課程) | | | | | | | 手動式スクリーン 3 | 削除 | 削除 |
| 44 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 特別支援教 室(後期課程) | | | | | | | スリット付き天板拡張ツール | 削除 | 削除 |
| 45 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 通級(前期 課程) | | | | | | | スリット付き天板拡張ツール | 削除 | 削除 |
| 46 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 通級(後期 課程) | | | | | | | スリット付き天板拡張ツール | 削除 | 削除 |
| 47 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 美術準備室 | | | | | | | 9g 4 | 実習用木脚角イス 4(脚) | 内容変更 |
| 48 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 配膳室 | | | | | | | | 「温湿度計 1」を追加 | 内容変更 |
| 49 | 要求水準書 添付資料 | 資料7 相談室 | | | | | | | ・会議テーブル 角形天板 4本塗装脚ア ジャスター 4(台) ・サークル脚スタックチェア 背座樹脂 24(脚) | ・会議テーブル 角形天板 4本塗装脚ア ジャスター 6(台) ・サークル脚スタックチェア 背座樹脂 36(脚) | 内容変更 |
| 50 | 要求水準書 添付資料 | 資料8 保健室 | | | | | | | 折り畳み式ベッド 上部収納 3(台) | 折りたたみ式ベッド 2~3(セット) | 内容変更 |
| 51 | 要求水準書 添付資料 | 資料8 理科室2 (中学校) | | | | | | | | 生徒用実験台の天板等における仕様につ いて、備考欄に、「※仕様については、参考 とする。」を追記 | 内容変更 |
| 52 | 要求水準書 添付資料 | 資料8 理科室3 (小中兼用) | | | | | | | | 生徒用実験台の天板等における仕様につ いて、備考欄に、「※仕様については、参考 とする。」を追記 | 内容変更 |
| 53 | 要求水準書 添付資料 | 資料8 理科準備室 | | | | | | | | 準備室用実験台の天板等における仕様につ いて、備考欄に、「※仕様については、参 考とする。」を追記 | 内容変更 |
| 54 | 要求水準書 添付資料 | (参考資料) 移設(引越し)備 品候補のリスト | | | | | | | | 「高価な絵画」、「壁面絵画で重量物」に ついての表現を追加 リストの並び順を統合元校ごとに並び替え 等 | 追加 |
| 55 | 要求水準書 添付資料 | 資料17 事務機器 類の考え方 | | | | | | | | 「資料17 事務機器類の考え方」を追加 | 追加 |
| 56 | 入札参加資 格審査様 式集及び作 成要領 | 入札参加資格審査 に関する提出書類 | 1 | 1 | 2 | | | | 納税証明書(全企業、直近3か年) | 納税証明書(全企業、直近のもの) | 内容変更 |
| 57 | 提案審査作 成要領 | 提出書類の作成要 領 | 11 | 1 | (2) | 8) | | | 上限枚数:24枚(A4縦) | 上限枚数:24枚(A3縦) | 誤記修正 |

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | 修正前 | 修正後 | 備考 |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------|------|----|-----|----|--|--|--|--|------|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | | |
| 58 | 提案審査 作成要領 | 提出書類の作成要領 | 12 | 2 | (1) | 1) | | | 副本及び添付資料には、～、関心表明書等を添付する場合も、墨消しをするなどして企業名が特定できないようにすること。 | 副本及び副本の添付資料には、～、関心表明書等を添付する場合も、副本に関しては墨消しをするなどして企業名が特定できないようにすること。 | 内容変更 |
| 59 | 提案審査 作成要領 | 提出書類の作成要領 | 13 | 2 | (2) | | | | ・設計図書（様式0）は、～インデックスをつけること。 | ・設計図書（様式0）は、～インデックスをつけること。A2判はA3サイズに折りたたんだうえで、A3判と同じファイルに綴ること。 | 内容変更 |
| 60 | 提案審査 様式集Ⅲ （サービス 購入費等） | 様式1-2-3 | | | | | | | | 備考に「PIRR、EIRR、DSCR等の各評価指標は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを記載すること。」を追記。 | 内容変更 |
| 61 | 提案審査 様式集Ⅲ （サービス 購入費等） | 様式1-2-4-d、1-2-5-a、1-2-5-b、1-2-5-c | | | | | | | | 各様式下部の備考について、いずれも「A3横判」に修正。 | 誤記修正 |
| 62 | 基本協定書 （案） | 事業契約の締結等 | | 5 | 6 | | | | サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに～ | サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額から割賦手数料を控除した額並びに～ | 誤記修正 |
| 63 | 基本協定書 （案） | 談合等の不正行為に係る損害の賠償 | | 12 | 1 | | | | サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額並びに～ | サービス購入費A-1、A-2、B、C及びE-1に相当する金額から割賦手数料を控除した額並びに～ | 誤記修正 |